

山梨県サテライトオフィス等お試し体験事業費補助金交付要綱

(通則)

第1条 山梨県サテライトオフィス等お試し体験事業費補助金(以下「補助金」という。)については、予算の範囲内において交付するものとし、山梨県補助金等交付規則(昭和38年山梨県規則第25号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(目的)

第2条 この補助金は、本県への進出に関心を有する法人に対して、本県に滞在しサテライトオフィス等を活用したテレワークなどを行いながら生活するお試し体験を支援することにより、本県の優れた環境を体感し、地域を理解する機会を提供することで、企業移転等へとつなげていくことを目的とする。

(定義)

第3条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) テレワーク

情報通信技術等を活用し、通常業務を行う事業所とは異なる場所で仕事をする事。

(2) サテライトオフィス等

テレワークを実施する場として設置又は利用する施設(テレワーク可能な宿泊施設等も含む。)

(3) お試し体験

本県内のサテライトオフィス等において、県外に在住する法人の役員又は従業員(以下「従業員等」という。)が宿泊・滞在を通じてテレワークを試行すること

(4) 企業移転等

法人が、県外に所在する本部機能やその機能の一部を本県に移転するために事業所の開設やサテライトオフィス等への入居などにより新たな拠点を設置すること。

(補助対象者)

第4条 補助対象者は、県外から本県への企業移転等に関心を有する法人とする。

ただし、本県内に拠点を有する法人においては、本県の拠点にない新たな機能の移転に関心を有する場合を対象とし、既存拠点の機能拡大及び既存拠点と同機能を有する支店等の新設は含まない。

(補助金の交付対象等)

第5条 補助金の交付の対象及び補助率等は、別表に掲げるとおりとする。

(補助金の交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、補助金交付申請書(様式第1号)を別に定める日までに知事に提出しなければならない。

2 申請者は、前項の申請書を提出するに当たり、補助金に係る消費税等仕入控除税額(補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法(昭和63年法律第108号)の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法(昭和25年法律第226号)の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。)を減額して交付申請をしなければならない。ただし、申請時において、当該消費税等仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。

(交付決定及び通知)

第7条 知事は、前条の規定により補助金交付申請書の提出があったときは、その内容を審査の上、適正と認めるときは補助金の交付決定を行い、交付決定通知書を申請者に通知するものとする。

(補助金の交付の条件)

第8条 補助金交付の条件は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1)補助事業に要する経費の配分又は補助事業の内容の変更をしようとするときは、変更(中止・廃止)承認申請書(様式第2号)を提出し、知事の承認を受けること。ただし、補助対象経費の各費目相互間において、いずれか低い額の20%以内を増減させる場合又は補助事業の目的の達成に支障をきたさない事業計画の細部の変更であって、交付決定を受けた補助金の額の増額を伴わない場合はこの限りではない。

(2)補助事業を中止し、又は廃止しようとするときは、変更(中止・廃止)承認申請書を提出し、知事の承認を受けること。

(3)補助事業が予定期間内に完了する見込みのない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに知事に報告してその指示を受けること。

(状況報告)

第9条 補助事業者は、知事から規則第10条の規定により補助事業の遂行状況に関する報告を求められた場合は、速やかに書面により報告しなければならない。

(実績報告書)

第10条 補助事業者は、補助事業を終了したとき又は補助事業の廃止の承認を受けたときは、実績報告書(様式第3号)により、補助事業の終了日若しくは廃止の承認を受けた日から起算して1か月を経過した日又は補助金の交付を決定した年度の4月10日のいずれか早い期日までに知事に提出するものとする。

2 第6条第2項ただし書きにより交付の申請をした補助事業者は、前項の規定により実績報告を行うに当たり、補助金に係る消費税等に係る仕入控除税額が明らかな場合には、当該消費税等仕入控除税額を減額して報告しなければならない。

(補助金の額の確定)

第11条 知事は、前条の規定による実績報告書の提出があったときは、その内容を審査の上、補助金の額を確定し、補助金交付額確定通知書により補助事業者に通知する。

(補助金の交付)

第12条 補助金の交付については、精算払いとする。

(書類の保管)

第13条 補助事業者は、補助事業に係る収入及び支出の事実を明らかにした証拠書類を整理し、かつ、これらの書類を補助事業が完了した日の属する年度の翌年度から起算して5年間保存しなければならない。

(消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還)

第14条 補助事業者は、補助事業完了後、申告により、補助金に係る消費税等仕入控除税額が確定した場合には、様式第4号により速やかに、知事に報告しなければならない。

2 知事は、前項の報告があった場合には、当該消費税等仕入控除税額の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

附 則

この要綱は、令和3年6月8日から施行する。

別表(第5条関係)

<p>事業の種類</p>	<p>長期滞在コース(30日以上)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・補助対象法人に所属する2名以上の従業員等が事業実施期間内において合計して30日以上、本県でお試し体験を実施するもの。 <p>短期滞在コース(6泊7日まで)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・補助対象法人に所属する2名以上の従業員等が事業実施期間内において連続して2日から7日の間、本県でお試し体験を実施するもの
<p>補助対象経費</p>	<p>次に掲げる費用のうち、申請者が負担した額の合計額</p> <ul style="list-style-type: none"> ○交通費 <ul style="list-style-type: none"> ・本県への往復及び本県内の移動に係る公共交通機関の利用に要する経費 ・本県への往復及び本県内の移動に係るレンタカー等の燃料費及び利用に要する経費 ○本県テレワーク体験費 <ul style="list-style-type: none"> ・宿泊費、サテライトオフィス等施設利用料及び賃貸料 ・本県での滞在によるテレワークを実施するために必要な荷物の運搬・引越等に要する経費(※運搬・引越等の経費は長期滞在コースのみ対象) ・業務及び移転の検討において法人が必要と認める農業体験等の本県の地域資源や魅力を体感するために要する経費 ○企業向けワーケーションツアー参加経費 <ul style="list-style-type: none"> ・旅行事業者等が実施し、本県を滞在先とする企業向けワーケーションパッケージツアーに参加するため支払った費用(食費に相当する経費は除く)
<p>補助率</p>	<p>3/4</p>
<p>補助上限額</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・長期滞在コース 1,000千円/1法人 ・短期滞在コース 250千円/1法人 <p>ただし、体験する者1人当たり14千円/泊を上限とする。</p>
<p>その他</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・滞在期間の半分以上はテレワークを実施すること。 ・本県への企業移転等に関心があり、事前に二拠点居住推進センターなど山梨県との相談を実施し、補助対象者として認められる法人を対象とする。